

日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー

発熱や呼吸器症状、倦怠感等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状ですか？

はい

いいえ

①A 新型コロナウイルス感染症関連

①相談窓口へ連絡（発熱などの症状出現後速やかに）

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>

B：厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（Aの開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653

【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00



②検査

➢ ①の相談窓口・自治体等から指示があった場合、検査を受けてください。

※例）重症化リスクがある場合は医療機関による検査等

（検査結果陰性）

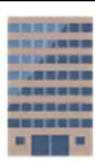
（検査結果が陽性）

③検査後の対応

➢ 陽性であった場合、①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に検査結果を連絡し、指示に従って、指定された場所で入院又は療養してください。

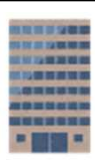
➢ 合わせて、旅行の同行者はご自身が濃厚接触者（定義は※2を参照）に該当するか確認してください。もし濃厚接触者に該当する場合は、待機するようにしてください。必要に応じて①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）にご相談ください。

④【陽性者】
入院（10日間）・療養（7日間）※1



陽性者となった場合の入院医療費については、自治体から陽性者に対し、加入している民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められます。

④【濃厚接触者】
待機（5日間）※2



健康観察はセルフチェックを行い、症状出現時は①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に連絡ください。

④
【検査結果が陰性】
【濃厚接触者以外】
ツアー継続



有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続と感染症対策の徹底をお願いします。

①B ①A以外の病気・怪我

①医療機関を受診

症状等に応じた医療機関を受診してください。
以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



医療以外のお問い合わせ窓口

日本政府観光局「Japan Visitor Hotline」

【電話番号】050-3816-2787

<365日・24時間対応（日・英・中・韓）>

※1：陽性者の療養期間

- 入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除が可能となります。
- 症状がある場合は、症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経っていただければ、検査なしで解除が可能となります。
- 症状がない場合は、陽性が確定した検体の採取日を起点に7日間（5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日間経過後（6日目））を経過した場合には8日目に解除が可能となります。

※2：濃厚接触者の定義と待機期間

- 濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。
- 濃厚接触者かどうかは、「概ね1m以内・15分以上」といった感染者との接触距離・接触時間のほか、マスクの着用の有無等を加味したうえで判定しています。
- 濃厚接触者の特定・行動制限については、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を行わないことも可能としておりますので、①の相談窓口・自治体等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

医療費不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

※ 自治体によって対応フローは異なる場合があります。